

議案第74号 小松島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により児童福祉法の一部が改正されることに伴い、引用条文に条ずれが生じることから所要の改正を行うもの。

小松島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年小松島市条例第37号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
(職員) 第23条 (略) 2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する徳島県知事その他の機関が行う研修を含む。)を終了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1) (略) (2) 法第18条の5各号及び法 <u>第34条の20第1項第4号</u> のいずれにも該当しない者 3・4 (略)	(職員) 第23条 (略) 2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する徳島県知事その他の機関が行う研修を含む。)を終了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1) (略) (2) 法第18条の5各号及び法 <u>第34条の20第1項第3号</u> のいずれにも該当しない者 3・4 (略)	改正